

逗子市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規約

(目的)

第 1 条 逗子市地域公共交通活性化協議会条例（令和 6 年条例第 23 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、逗子市地域公共交通活性化協議会（以下「交通協議会」という。）の部会として、地域における需要に応じ地域の住民のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等の専門的な協議を行うため、逗子市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会（以下「運賃協議部会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 運賃協議部会は、部会員 5 人以内をもって組織する。

2 部会員は、市長及び次に掲げる者の中から交通協議会の会長が指名又は招聘する。

- (1) 運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名を受けた者
- (2) 条例第 3 条第 2 項第 4 号に掲げる交通協議会の委員（公募市民）
- (3) 条例第 3 条第 2 項第 5 号に掲げる交通協議会の委員（国土交通省関東運輸局神奈川県運輸支局長又はその指名する者）
- (4) その他交通協議会の委員のうち、交通協議会の会長が必要であると認める者

(任期)

第 3 条 部会員の任期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 前条第 2 項第 1 号の部会員については、交通協議会の会長が指名又は招聘した日から運賃協議部会における当該旅客自動車運送事業者の運賃に関する協議が終了したときまで
- (2) 前条第 1 項第 2 号から第 4 号の部会員については、交通協議会の委員の在任期間

2 部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

3 部会員は、再任されることができる。

(部会長)

第 4 条 運賃協議部会に、部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、運賃協議部会を代表する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名す

(案)

資料 2-3
令和 6 年度 第 1 回
逗子市地域公共交通活性化協議会
2025 年（令和 7 年）2 月 20 日

る部会員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 運賃協議部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 運賃協議部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運賃協議部会の議事は、出席部会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

4 部会長は、運賃協議部会の会議を開催したときは、次の交通協議会において会議の結果等を報告するものとする。

（庶務）

第 6 条 運賃協議部会の庶務は、環境都市課において処理する。

（委任）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、運賃協議部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 月 日から施行する。